

陳 情 第 2 号
(平成28年8月22日受理)

陳 情 書

(成年後見制度利用者に対する成年後見人等の報酬助成及び届け出窓口一元化を求める陳情)

1 趣 旨

- (1) 資力の有無にかかわらず、成年後見制度を利用する必要がある全ての人が当該制度を利用することができるよう、成年後見人等の報酬助成に関する要綱を作成すること
- (2) 報酬助成に関する要綱作成に当たり、助成対象者を市長申し立ての事案に係る本人に限定しないこと
- (3) 前項を実効性のあるものとするため適正な予算措置を講ずること
- (4) 市から郵送される本人宛郵便物の送付先を成年後見人等の事務所等に変更するための届け出窓口を一元化すること

1 理 由

後記のとおり

平成28年8月19日

伊 東 市 議 会

議 長 宮 崎 雅 薫 様

陳 情 者 静岡市駿河区稲川一丁目1番1号

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

支部長 澤 本 裕 貴

静岡市駿河区稲川一丁目1番1号

静岡県司法書士会

会 長 杉 山 陽 一

静岡市駿河区稲川一丁目1番1号

静岡県司法書士政治連盟

会長 水野裕之

陳情の理由

1 成年後見制度利用者に対する成年後見人等の報酬助成について

(1) 成年後見制度

成年後見制度においては、認知症の高齢者や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した者の財産管理や契約などの法律行為を家庭裁判所より選任された成年後見人等が本人にかわって行います。これによって、本人の生活にとって必要なサービスを受け得る状況を確認し、ひいては本人の権利を擁護することにつながるのです。

成年後見制度を利用するためには、まずは一定の申立人が家庭裁判所へ「成年後見制度を利用したい」と申し立てる必要があります。この申し立てを受けて家庭裁判所は、適任と判断される成年後見人等を選任することになります。申立人となる権限を有するのは本人、4親等内の親族、各市町の首長です。

(2) 成年後見制度の導入の経緯と成年後見人等の役割

成年後見制度は平成12年、介護保険制度と同時に施行されました。同時に施行されたのには理由があります。介護保険制度において、サービス提供を受けるためには、利用者がみずからサービス提供事業者と契約をしなければなりません。契約を結ぶには、自分の置かれた状況を正確に把握し、自分にとって必要なサービスを選び出す力、判断能力が必要となります。しかし、重度の認知症などの場合は、その力がないこともあり得ます。すなわち、介護サービスが必要にもかかわらず、契約を結ぶことができないことでサービス提供を受けることができない事態が生じてしまう可能性があるのです。そこで、判断能力が低下した高齢者がそのような不利益をこうむることのないよう、介護保険制度の施行と時を同じくして、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人にかわって契約するという成年後見制度を導入したのです。

成年後見人等は、介護サービス・施設入所の契約代理や日常の収支管理にとどまらず、広範な権限が付与されています。よって、悪質商法被害・借金の整理・相続などのトラブルにも柔軟に対応することが可能であり、本人の権利擁護のため大変重要な役割を担っているといえます。(ただし、同意権・代理権の範囲は成年後見、保佐、

補助の種類により異なります。)

(3) 成年後見人等の就任者

平成12年の制度施行当時、成年後見人等として本人の親族（配偶者・親・子・きょうだい・その他）が就任しているケースが90%以上ありました。

ところが、本人の親族が成年後見人等に就任するケースは年を追うごとに減少し、平成27年の最高裁判所事務総局家庭局が公表している統計によれば、本人の親族が成年後見人等に就任するケースが約29.9%、親族以外の第三者が就任するケースが約70.1%と、ついに親族が成年後見人等に就任する割合が3割を切り、制度施行時と比較して大きく変容しています。そしてその第三者の中の約86%が弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で占められています。

そのような専門職が後見人に就任する場合、あくまで仕事として受けるわけですから、そこには報酬がかかります。そして、その報酬額は裁判所が算定し、本人の財産から支払われることとなります。本人の財産から報酬が支払われるということは、本人の財産がごくわずかである場合は、専門職は仕事をしたにもかかわらず報酬を受領できないこととなります。

(4) 国の施策としての成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解不足や費用負担の問題などから、制度利用が進まないといった事態に陥ることがないように、市町村が実施する成年後見制度の利用を支援する事業のことです。具体的には、①成年後見制度の普及のための広報活動、②成年後見制度の利用を必要とする方への成年後見開始の首長申し立て、③成年後見制度の利用に関する経費の助成（後見開始申し立て費用の助成・成年後見人等の報酬の助成）などです。

成年後見制度の利用促進は国の施策となっており、厚生労働省は介護保険制度の円滑な実施の観点から平成18年度より「地域支援事業実施要綱」を定め、成年後見制度利用支援事業を各市町村の任意事業と決めました。平成24年4月に改正された老人福祉法も成年後見制度の円滑な運用のため必要な措置を講ずることを市町の努力義務と定めています。（同法第32条の2第1項）

また、平成27年に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者等が安心して暮らすことのできる地

域社会の実現のため、成年後見制度利用支援事業を市の必須事業と定め、成年後見人等の報酬助成を明記（同法第77条第4項）しています。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律は、地方公共団体に対し、「成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるよう」各種の努力を求めています。

さらには、成年後見制度利用促進法が平成28年5月13日から施行されました。同法はその名のとおり後見制度利用を進めるための法律で、公益的な支援に関する規定が多く定められています。そのなかで同法第5条に地方公共団体の役割として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、同法第11条第7号に「市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること」、第8号に「成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること」と規定されており、いずれも後見制度普及へ向けた努力としていわゆる首長申し立てや成年後見人等への報酬助成に関する条文になります。

(5) 伊東市の状況

伊東市は、平成17年度策定の「伊東市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱」において、市長申し立てによる場合の申し立て費用については、必要に応じて市が負担することと定めています。また、「第7次高齢者福祉計画」において高齢者の権利擁護を目的として成年後見制度利用支援事業への取り組みを掲げています。そして、市のホームページには、市政モニターからの成年後見制度利用支援事業報酬付与規定設置の要望に対し、「他市町の現状を参考にしながら検討する」旨の回答が掲載されています。しかしながら、貴市ではいまだ成年後見人等への報酬助成に関する要綱の定めがありません。

他市町の現状として、現在、県下35市町のうち7割を超える市町が成年後見人の報酬助成に関する要綱を既に策定しています。この事実は、貴市において、成年後見制度利用者に対する成年後見人等の報酬助成に関する要綱の策定を行うべき判断材料として十分なものであると思われます。

現実には、身寄りがなく財産が少ない方で成年後見人等の支援が必要な方は大勢いま

す。そのような方の成年後見人等には今のところ専門職が就任せざるを得ないこととなります。これまでは、困っている本人を目の前にして報酬の見込みがない案件でもやむなしとして一部の専門職が後見人等に就任していました。財産が少ない方の成年後見等案件はそれら一部の専門職の善意、ボランティア精神のもとで辛うじて成り立っていたといえます。しかし、もう限界です。

専門職という人的資源は有限であり、さらにその一部に負担が集中している現状において、既に報酬の見込みのない案件につき、新たな成年後見人等の受け手を見つけることができない状況となっています。成年後見人等の受け手が見つからないということは、成年後見制度の利用が必要な大勢の人が、制度利用できない状態で放置されることを意味し、その大勢の人の人権侵害につながります。

以上の次第であり、成年後見制度利用者に対する成年後見人等の報酬助成に関する要綱の策定は急務です。是非とも、審判申し立て費用の助成にとどまらず、前述の要綱策定の検討、並びにその実施をお願いします。

(6) 助成対象者について

成年後見制度利用支援事業について成年後見人等の報酬助成対象者が市長申し立て事案における本人に限定されるのではとの誤解があったことから、平成20年に厚生労働省は、「利用支援事業の補助は市町村申し立てに限らず、本人申し立て、親族申し立て等についても対象」との通知を出しました。

県内では、既に浜松市、富士市などが「市長申し立て事案における本人のみに対して助成する」との限定を撤廃しています。

貴市において報酬助成に関する要綱を策定する際には、助成対象者を市長申し立ての事案に係る本人に限定することのないようお願いします。

(7) 予算確保について

実効性のある制度運用のためには適切な予算を確保することが必要です。また、補正予算を組むなど弾力的な運用による対応を要する場合もあると思われます。実情にあった予算の確保を求めます。

(8) まとめ

超高齢社会、無縁社会と言われる昨今、セーフティネットの一つとして成年後見制度の利用を促進するための対策は非常に重要です。

そして、①成年後見人等への報酬助成に関する要綱を制定すること、②その助成対

象者を市長申し立ての事案における本人に限定しないこと、③そのための適正な予算確保並びに適切な執行は、成年後見制度の利用促進に大きく寄与します。

よって、上記①②③を強く求めます。

2 届け出窓口一元化について

成年後見制度を利用した場合、本人の納税手続きや社会保障給付に関する届け出など、成年後見人等が管理し、手続きを行います。

本人と成年後見人等の住所が異なる場合は、市からの通知書等郵便物の送付先を後見人等に変更する必要があります。現在のところ、担当課全て個別に届け出をしなくてはならず非常に煩雑な手続きとなっております。県内8市町では既に窓口を一元化する運用が開始されています。

以上の次第であり、担当の課いずれか1カ所へ届け出をすることにより、一括して登録が可能となる運用がなされることを要望いたします。

以 上